

県内成長企業生産拠点拡大促進補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県内成長企業生産拠点拡大促進補助金(以下「補助金」という。)の交付に関しては福井県補助金等交付規則(昭和46年福井県規則第20号)(以下「規則」という。)によるほか、この要綱の定めるところによる。なお、従前の「福井県先端産業創出企業支援特例補助金」の名称は、平成24年4月1日より「県内成長企業生産拠点拡大促進補助金」に読み替えるものとする。

(目 的)

第2条 この要綱は、県内企業が労働生産性の向上、先端技術産業への新規参入または事業拡大のために工場等を新增設する場合に、その初期投資に要する経費に対し補助金を交付することにより、県内企業の県外流出の防止、雇用機会の確保・拡大を図り、もって本県経済の健全な発展と県民生活の安定向上に資することを目的とする。

(補助金の種類等)

第3条 補助金の種類、交付の目的、補助事業者、補助対象経費、補助率、補助交付額および交付限度額は知事が別に定めるとおりとする。

(他補助金との重複交付)

第4条 本補助金の他に、補助対象経費を同じくする国および県ならびにこれらに準ずる団体等(市町は含まない)の補助金等の交付が行われている、もしくは交付が見込まれる場合は、その経費を本補助金の補助対象経費から除くものとする。

ただし、補助要件としての投下固定資産額には含めることができるものとする。

(補助対象事業の指定申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする企業は、補助対象事業指定申請書および工場等設置計画書(以下「指定申請書等」という。)を知事に提出しなければならない。指定申請書等様式および提出期限は、知事が別に定めるとおりとする。

(指定の通知)

第6条 知事は、指定申請書が提出された場合には、以下の事項について審査し、補助対象事業としての指定の適否を決定し、企業に通知するものとする。

- (1) 設置する工場等の計画が補助要件を満たすこと
- (2) 設置する工場等が環境整備について適切な措置が講じられると認められること
- (3) 工場等の設置が補助金交付の目的の達成に寄与するものであると認められること

(土地取得契約および着工の届出)

第7条 指定申請書等を提出する企業が土地の購入経費に対する補助を受けたい場合は、指定申請書等の提出に先立ち、土地取得契約届出書を知事に提出しなければならない。

- 2 指定申請書等を提出した企業は、工場等の建設工事が着工した場合、着工届出書を知事に提出しなければならない。
- 3 土地取得契約届出書様式、着工届出書様式および提出期限は、知事が別に定めるとおりとする。

(事業計画の変更)

第8条 第6条の規定による指定を受けた企業(以下「指定企業」という。)は、指定申請書等に記載された事項について変更があるときは、すみやかに補助対象事業計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、下記の軽微な変更の場合はこの限りでない。補助対象事業計画変更承認申請書様式は、知事が別に定めるとおりとする。

- (1) 補助上限の変更を伴わない新規雇用者数の増減
- (2) その他知事が軽微な変更と認める場合

(事業の中止等)

第9条 指定企業は、次に該当する場合は、すみやかに補助対象事業指定辞退届を知事に提出しなければならない。補助対象事業指定辞退届様式は、知事が別に定めるとおりとする。

- (1) 指定申請書等に記載した事業を中止するとき
- (2) 事業計画の変更により補助対象の要件を満たさなくなるとき

(操業開始の期限と届出)

第10条 指定企業は、土地取得から3年以内あるいは工場等建設工事着工日から2年以内に当該工場等の操業を開始し、操業開始届出書を知事に提出しなければならない。

- 2 指定企業は、工場が複数棟ある場合等生産活動の開始が部分的かつ段階的になる場合には、部分操業開始届出書を提出しなければならない。
- 3 操業開始届出書様式および提出期限、部分操業開始届出書様式は、知事が別に定めるとおりとする。

(事業完了)

第11条 指定企業は、知事が別に定める要件を満たし事業を完了しなければならない。

- 2 指定企業は、事業を完了した場合には速やかに工場等設置完了届出書を知事に提出しなければならない。工場等設置完了届出書様式は、知事が別に定めるとおりとする。

(地位の承継)

第12条 指定企業の地位は、法人の合併もしくは分割または事業の譲渡等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者（以下、「承継事業者」という。）が当該補助事業を継続して実施しようとする場合に限り承継することができる。

- 2 指定企業の地位を承継しようとする者は、補助対象事業指定承継承認申請書をあらかじめ知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の承認をしたときは、その旨を、速やかに通知するものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、承継事業者が承継を予定する日までに設立されない場合は、知事は、補助事業者に補助対象事業指定承継承認申請書をあらかじめ提出させるものとする。
- 5 知事は、前項の申請書を受理したときは、承継事業者が設立されたときに承継事業者が補助対象事業指定承継承認申請書を提出させること等を条件に、承継事業者が補助金の交付に関する変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。
- 6 補助対象事業指定承継承認申請書様式は、知事が別に定めるとおりとする。

(状況報告)

第13条 指定企業は、知事が必要と認めたときは、事業の状況を知事に報告しなければならない。

(補助金の交付申請および実績報告)

第14条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書兼実績報告書および工場等設置実績書（以下、「補助金交付申請書兼実績報告書等」という。）を知事に提出しなければならない。補助金交付申請書兼実績報告書等様式および提出期限は、知事が別に定めるとおりとする。

(補助金の交付)

第15条 知事は、予算の範囲内で、補助金を2年以上に分割して交付することができるものとする。

- 2 前項の場合にあつては、前条第1項の規定にかかわらず、分割された2年目以降の補助金交付申請については補助金交付申請書兼実績報告書等様式に準じた様式により補助金交付申請書を提出するものとし、証拠書類等の添付書類の提出を省略することができるものとする。
- 3 知事は、立地市町が複数年に分割して助成を行う場合、補助金交付限度額の範囲内において、当該市町の支払額に応じて補助金を支払うことができる。
- 4 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払いにより交付するものとする。

(補助事業者の責務)

第16条 補助金の交付を受けた者は、補助金の対象となった補助事業について継続して営むとともに、交付申請時の雇用者数および新規雇用者数を維持するよう努めなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後も、法令を遵守し、虚偽その他不正の手段をとることなく、適切に工場等において事業を行わなければならない。

(補助金の請求)

第17条 規則第13条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。補助金交付請求書様式は、知事が別に定めるとおりとする。

(指定等の取消し)

第18条 知事は、企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条の規定による指定または規則第5条の規定による交付決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 指定の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 規則およびこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により、企業の指定または補助金の交付もしくは別に定める福井県企業立地促進資金融資要綱に基づく融資を受けたとき。
- (4) 正当な理由なく操業開始から10年以内に休止、廃止または操業規模を大幅に縮小したとき。
- (5) 県税を滞納しているとき。

(補助金の返還)

第19条 知事は、前条の規定により指定等を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(証拠書類等の整備)

第20条 補助事業者は、この補助金に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入および支出についての証拠書類を補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第21条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産（1件当たりの取得価格または効用の増加価格が50万円未満のものを除く。）について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、知事が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合はこの限りでない。

3 知事は、補助事業者が前項の規定により財産を処分することにより収入があったときは、その一部または全部を県に返納させることができる。

4 財産処分承認申請書様式は、知事が別に定めるとおりとする。

(事業状況報告)

第22条 補助事業者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間、毎年9月30日までに、知事に事業状況報告書（補助金の交付を受けた年度以降の事業に限る。）を提出しなければならない。事業状況報告書様式は、知事が別に定めるとおりとする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成24年4月1日から施行する。

2 この要綱施行前に指定申請を行った企業については、従前の例による。

3 改正前の福井県先端産業創出企業支援特例補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行前に指定申請を行った企業については、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行前に指定申請を行った企業については、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行前に指定申請を行った企業については、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行前に指定申請を行った企業については、従前の例による。ただし、この要綱施行前に指定申請を行った企業のうち交付決定を受けていないものに限り、平成30年4月1日から事業完了の日までに行ったU・Iターン者新規雇用については、この要綱に基づく補助対象とすることができる。

附 則

- 1 この要綱は令和元年5月1日から施行する。
- 2 この要綱施行前に指定申請を行った企業については、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は令和元年8月1日から施行する。
- 2 この要綱施行前に指定申請を行った企業については、従前の例による。ただし、この要綱施行前に指定申請を行った企業のうち交付決定を受けていないものに限り、令和元年8月1日から事業完了の日までに行った社宅の建設経費または住居賃借料については、この要綱に基づく補助対象とすることができる。

附 則

- 1 この要綱は令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行前に指定申請を行った企業については、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行前に指定申請を行った企業については、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行前に指定申請を行った企業については、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行前に指定申請を行った企業については、従前の例による。